

開発行為事前協議に係る図面提出について

- 1 開発行為事前協議を行う場合は、下記の提出書類及び図面等を2部用意して下さい。添付図面はA3サイズに統一し、A4版に整え提出して下さい。
- 2 協議依頼書受理から約10営業日後に連絡します。
- 3 開発行為事前協議終了後における協議書の内容を変更する場合は、必ず開発審査課に変更内容を申し出て、その指示に従って下さい。その後、事前協議書の来庁者連絡先に記載されている方が上下水道局に来庁して、変更を行って下さい。
電話や事前協議を行った方以外による変更・訂正は行いません。

記

- 1) 開発行為に係る協議依頼書（別紙のとおり。）
- 2) 公共施設の管理に関する協議書（別紙のとおり。）
- 3) 案内図（敷地の形状を明確に記入してください。）
- 4) 公図（敷地の形状を明確に記入してください。）
- 5) 開発敷地の登記事項証明書又は登記情報サービスで取得できるもの。
（写し可。地番と所有者にアンダーラインを記入してください。）
- 6) 給水計画図（給水取出管とメーターの位置、口径、管種、縦断管敷設の場合はその長さも明記のこと）配管は着色してください 直結給水管（赤） 貯水槽以下（緑）
- 7) 開発行為事前審査申請書（様式第1号）の表紙のコピー。
※上記の4）、5）は申請日から3ヶ月以内に発行されたものとします。
※以下の添付図等は直結給水のための専用住宅については不要です。
- 8) 屋外配管図
- 9) 配管系統図
配管は着色してください 直結（赤） 貯水槽以下（緑） 消防配管系統（オレンジ）
- 10) 流量計算書
（1日当り使用水量、1時間当り使用水量、メーター口径、貯水槽有効容量等の計算根拠）

※8）・9）・10）の図面等については、**川口市給水装置設計施行基準** 中高層集合住宅等（抜粋）を参照して下さい。